

認知症でも買い物を楽しむ プリペイドカード「KAERU」 東京金融賞を受賞

「誰もが買い物を楽しむことができる世の中にする」ことをミッションに掲げるKAERU(中央区 岡田知拓CEO)は、金融サービスと情報技術を結びつけるフィンテックのスタートアップ

企業。同社が高齢者や認知症者の買い物サポートを目的に開発した2022年5月にリリースしたのがプリペイドカードサービス「KAERU(カエール)」だ。今年2月には遠距離介護向けの新機能を発表し、東京金融賞2022(東京都主催)の金融イノベーション部門で28万社108社の中から第1位に選ばれた。KAERUは、あらかじめ一定額をチャージし1日の利用上限額を設定できるプリペイドカードだ。親を見守る側の子が



スマホアプリの画面

スマホ用のアプリをダウンロードし必要事項を登録するとマスターカード提携の専用クレジットカードが送られてくる。そのカードを親に渡し、使ってもらって、買い物履歴などが子のスマホのアプリに表示される。認知症者でも使いすぎを心配せず買い物を楽しむことができ、遠距離で様子がわからない子の不安も軽減される。「KAERU」という名前には、自由にモノを「買える」利用者や財布がちゃんと家に「帰る」認知症者

は買い物ができるという常識を「変える」という3つの意味を込めた。岡田氏と共に

事業を立ち上げた福田勝彦00には「キャッシュレスやフィンテック領域での強みを生かして社会課題を解決したい」という思いがある。最新のテクノロジーから取り残されている高齢者層が利用しやすいサービス設計はできないかと考えチャレンジした。

認知症当事者や家族をはじめとする支援者にとり、アングを重ねながら開発を進めてきた。親世代の利用者からは、キャッシュレス決済で釣銭が溜まらぬことや、位置情報

手続ができて、息づなが評価されている。カードの紛失などに備え、アプリ上で利用停止/再開ができる機能もある。ダウンロードは、ブラウザまたはアプリから。無料。

ケアプラン連携システム 4月本稼働を控え説明会 在宅協

日本在宅介護協会(新宿区 森介会長)は10日、介護事業経営者・介護事業所責任者向けに「第2回ケアプランナー連携システム説明会」を200名で開催する。4月から本稼働となるケアプラン連携システムは、ケアプランの一部をデータ化し、インターネット上でやり取りするもの。印刷や郵送の手間も省く

削減につながる。厚労省は認識している。当日は、厚労省の介護業務効率化・生産性向上推進室の秋山仁喜室長補佐による講演「介護現場における生産性向上について」や、国民健康保険中央会によるシステムの概要と機能の説明の部構成。それぞれ質疑応答も行われる。15時~17時。参加費は会員登録無料、非会員登録5千円。申し込みは8日まで

在宅協HPから。問い合わせは03・3335・1288まで。

居住支援全国サミット 17日にWeb配信

厚労省と国土交通省の共催で、17日に「居住支援全国サミット」が開催される。高齢者、生活困窮者、障害者など住宅を確保する際に配慮が必要な人への居住支援を強化するため、自治体や居住支援法人、不動産関係団体等を対象に、国の施策や実際の取り組み事例などの情報提供を行う。プログラムは、厚労省、国土交通省、法務省から最新施策の報告や、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻の大月敏雄教授による基調講演「包括的居住支援をめざして」や、岡崎市、奄美市からの居住支援の事例報告。「多様な主体が連携・協働する居住支援体制に向けて」と題するパネルディスカッションでは、日本大学社会福祉学科の白川泰之教授による調査事業報告のほか、先進的に取り組んでいる不動産会社などが登壇する。13時~17時。YouTubeでライブ配信。参加は無料。視聴希望者は高齢者住宅財団ホームページから。問い合わせは03・6870・2415。

取り組み前の準備が8割 厚労省生産性向上で報告会 4介護施設が事例発表

厚生労働省は2月28日、オンラインで「生産性向上の取組に関する介護事業所向けセミナー」実践報告会を開催した。特養やデイサービスなどの事業者が現場でのそれぞれの取り組みを報告した。事務局発表によると1476件の受講申し込みがあった。介護施設の業務改善を

数多く伴走支援してきたTRAPE(鎌田啓代表取締役)が、生産性向上に関する介護事業者の取組のポイントを解説した。経営者は生産性向上を経営戦略のひとつと認識すること、現場へ任せ、任せにせず必ずコミットすること、良い現場があつてこそ生産性が向上することなどを訴え

た。さらに、取り組みを実践する際には、最初から大きな取組を目指すのではなく、小さな改善を積み上げていくのがポイントであり、はじめからICT導入を目的にしないことが肝心だとした。続いて、介護施設を運営する4法人から実践報告が行われた。特別養護老人ホームは、いあいの郷(横浜市、松井宏道理事長)は、お世話親介護がやや強く浸透しており、その改善が課題となっていたが、職員同士で話し

合う場が不足していた。そこでビジネス用のチャットツールを導入し、職員同士の意思疎通を促した。同時にペーパーレス化を図り、書き込み用のノートをまずは1フロアで廃止。当初は否定的な意見が多かったものの、徐々に浸透し、最終的に全フロアで廃止できた。デジタル化と聞く

と現場は身構えてしまったため、トップダウンではなく自分たちのために行うという意識を浸透させ、改善に結びつけた



鎌田氏

で、対話が広がりがチームの一体化につながった。介護付き有料老人ホーム・サンライフ小野谷(越前市、三村昌久代表取締役)は業務改善の一環として、利用者のダンス内整理整頓を徹底。その結果、看取りの際すぐに思い出の写真を家族へ提供できた。最後に鎌田氏が再び登壇、取り組み開始前の準備を重視し、準備の比重を改めて訴え締めくくった。

Q&A 介護と労働

Q: 未払いの残業代請求権が「3年」になると聞きました。以前は2年と聞いたことがあるのですが、変わったのでしょうか。

A: 実は、2020年4月1日の労働基準法改正により、賃金請求権の消滅時効期間が従来の2年から3年に延長されました。これは、同一時期に民法が大きく改正されたことに影響されています。民法における債権に関する消滅時効が債権の種類を問わず、それを知った時から5年(権利を行使することができる時から10年)に変更されたことから、労働基準法も改正されました。この「3年」というのは、あくまで当分の間の措置であり、将来的には民法にならって5年になるとされています。

対象となる賃金は、2020年4月1日改正日以降に支払期日が到来する賃金です。ということは、2023年4月以降は、過去3年間の賃金請求権が当然発生することになります。

ムペリから申し込み。問い合わせ03・6870・2415。

EPA学入れ説明会
国際厚生事業団が23日
国際厚生事業団(東京都中央区、水田邦雄理事長)は、経済連携協定(EPA)に基づき2024年度に来日するインドネシア人、フィリピン人、ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受け入れに関する説明会を、23日13時にオンラインで開催する。同日から受け入れ

希望機関の募集も開始する。説明会の申し込みは22日正午までに同事業団HPへ。受け入れ機関応募は4月26日まで。HP上で。問い合わせは03・6920・1188まで。

事業所として行つてきまじくが従来、労務管理を厳格に行っていた場合は、特に気にする必要もないかもしれません。しかしながら、これまで労務管理をおまの重視していなかった事業所に関しては、労働時間の把握方法の異質などの労働時間管理、そしてそれに伴う勤労賃金計算などについて課題がないかを検証する必要

があります。なお、以下の書類関係の保存期間も5年に延長されました。ただし経過措置として当分の間は3年が適用されます。
①労働者名簿②賃金台帳③雇入れに関する書類:雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書など④解雇に関する書類:解雇決定関係書類、予告手当または退職手当の領収書など⑤賞与補償に関する書類:診断書、補償の支払領収関係書類など⑥賞金に関する書類:賞金決定関係書類、昇給減給関係書類など⑦その他労働関係に関する重要な書類:出勤簿、タイムカードなどの記録、労使協定の協定書、各種許可認可書、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類、退職関係書類など。
(株式会社社会保険労務士事務所代表 梶澤博和)

希望機関の募集も開始する。説明会の申し込みは22日正午までに同事業団HPへ。受け入れ機関応募は4月26日まで。HP上で。問い合わせは03・6920・1188まで。